

新型コロナウイルス感染症に対する信用保証制度（セーフティネット保証2号、4号、5号）様式例集

セーフティネット保証2号（中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書）		
認定基準		申請様式
通常の認定基準 （ダイハツ工業の生産停止）	ダイハツ工業と直接的または間接的に取引を行っており、事業活動を20%以上依存している中小企業者 かつ 、ダイハツ工業が生産停止をした令和5年12月20日以降のいずれか1か月間の売上高等が前年同月比▲10%以上 かつ 、その後2か月を含む3か月間の売上高等の実績または見込みが前年同月比▲10%以上	①-イ ①-ロ

セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書）		
認定基準		申請様式
通常の認定基準 （令和6年能登半島地震）	原則として最近1か月（地震発生後の期間）の売上高等が前年同月比▲20%以上 かつ 、その後2か月を含む3か月の売上高等の前年同期比▲20%以上が見込まれる	（イ-①）通常の様式 （令和6年能登半島地震）
創業者等用に運用緩和した認定基準 ※業歴3か月以上1年1か月未満の事業者や、前年以降の店舗増加等の理由により、前年の売上高等と比較できない方	【区分①】災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合 最近1か月の売上高等と令和5年10～12月の平均売上高等を比較し▲20%以上 かつ 、その後2か月を含む3か月の売上高等と令和5年10～12月の3か月の売上高等を比較し▲20%以上	（イ-②）（創業者等用）
	【区分②】災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合 最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月の平均売上高等を比較し▲20%以上 かつ 、その後2か月を含む3か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月の売上高等を比較し▲20%以上	（イ-③）（創業者等用）

セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書）

※現在の指定業種が全業種の状況にあつては、営んでいる事業が全て信用保証対象業種の方は各区分①の様式を、

信用保証対象外業種も兼業されている方は各区分②または③の様式をお使いください。

認定基準		申請様式
通常の認定基準 最近3か月の売上高等が 前年同期比▲5%以上	【区分①】 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 または、 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	(イ-①)
	【区分②】 主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合	(イ-②)
	【区分③】 1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている場合	(イ-③)
新型コロナウイルス感染症の発生の 影響を受けた場合認定基準 最近3か月の売上高等が 新型コロナウイルス感染症の影響を 受ける直同期比▲5%以上	【区分①】 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 または、 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	(イ-④)
	【区分②】 主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合	(イ-⑤)
	【区分③】 1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている場合	(イ-⑥)
創業者等用に運用緩和した認定基準 最近1か月の売上高等と 最近1か月を含む最近3か月の 平均売上高等を比較し▲5%以上 ※業歴3か月以上1年1か月未満の事業者や、 前年以降の店舗増加等の理由により、 前年の売上高等と比較できない方	【区分①】 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 または、 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	(イ-⑦)（創業者等用）
	【区分②】 主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合	(イ-⑧)（創業者等用）
	【区分③】 1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている場合	(イ-⑨)（創業者等用）

セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書）

※営んでいる事業が信用保証対象業種であり、主要原材料である原油及び石油製品の価格が著しく上昇しているため、製品等価格の引上げが著しく困難であるために経営の安定に支障が生じている方はこちらの様式をお使いください。

認定基準	申請様式
【区分①】1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 <u>または</u> 、 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	(□-①)
【区分②】主たる業種（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合 <u>かつ</u> 、 主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合	(□-②)
【区分③】指定業種に係る原油等の仕入れ価格の上昇等を、指定業種及び企業全体の企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって、認定基準を満たす場合	(□-③)